

インターネット上の名誉毀損

上北正人

目次

- 第一章 はじめに
- 第二章 インターネット上の名誉毀損に係る法律関係の概要および問題の整理
 - 第一款 インターネット上の名誉毀損における民法上の法律関係
 - 第二款 問題の所在
- 第三章 名誉毀損における「社会的評価の低下」に係る判断基準
 - 第一款 新聞・雑誌における名誉毀損
 - 第二款 テレビにおける名誉毀損
 - 第三款 小括
- 第四章 インターネット上の名誉毀損における「社会的評価の低下」に係る判断基準
 - 第一款 裁判例の変遷
 - 第二款 学説の概観と分析
- 第五章 おわりに

第一章 はじめに

名誉毀損はしばしば表現行為を通して行われる。それは、新聞、雑誌に掲載される記事を通してであったり、あるいは、テレビで放映される番組を通してであったりした。しかし、ここ数十年にわたるIT技術の進歩によりインターネットがわれわれの生活に身近なものとなるに従い、これまで新聞、雑誌あるいは書籍の執筆者、または、放送事業者に限られていた表現手段が、一般の市民にも広く行き渡るようになった。その結果、一般の市民が社会に向けて意見を表明する機会を獲得する一方で、そのなかで名誉毀損的表現がなされることが多くなってきた。とりわけ、インターネット上のコミュニティーサイトやニフティサーブ事件^①で問題とされたフォーラムの拡大、あるいは、その後の電子掲示板の広がりにおいて、しばしば名誉毀損が頻繁に行われることになり、訴訟においても名誉毀損的書き込みの削除請求やそうした書き込みを放置したプロバイダの不法行為責任が問題とされるようになってきた。

そうした中、平成一四年五月二七日に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律」(以下、「プロバイダ責任制限法」という。)が施行され、プロバイダの不法行為責任の制限および発信者情報の開示にかかるルールが整備されるに至った。ここでは、当該情報の発信により他人の権利が侵害されていることを知っているか、または、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときには、プロバイダは被害者に対し損害賠償義務を負うと共に、侵害情報の流通によって被害者とされる者の権利が侵害されたことが明らかであり、かつ、当該発信者情報が被害者とされる者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるときには、プロバイダは被害者に対して発信者の情報を開示する義務を負うとされる(プロバイダ責任制限法三条、四条)。

しかし、この法律においても発信者情報の開示請求を行うための要件および証明責任の所在が不明確であったり、プロバイダに過大な負担を負わせるような規定振りになっていたりするなど、なお問題は多い。また、名誉毀損的表現を行った者に対する被害者からの不法行為責任の追求にあたっては、インターネット上でなされた表現行為であることの特性をどのように法的判断の中で反映させるべきかについては、十分な検討がなされているとはいえない。とりわけ、インターネット上でなされた表現行為により名誉が毀損されたとして争う場合、加害者側からはインターネット上の表現はしばしば行過ぎたものになりがちであるが、それは許されるものであるとか、インターネット上の表現については、そもそも閲覧者が信用していいないので、名誉毀損の対象となる表現行為ではないといった主張がなされるが、そうした主張が認められるべきか否かという問題がある。

そこで、本稿においては、インターネット上のホームページへの記事の掲載や掲示板への書き込みによって他人の名誉を毀損するような場合（以下、「インターネット上の名誉毀損」という。）についてその不法行為責任の成否に係る要件、とりわけ「社会的評価の低下」についてその位置づけを明らかにすると共に、そこにおいてインターネット上の名誉毀損であることがどのような意味を有するのかについて明らかにしたいと考えている。

第二章 インターネット上の名誉毀損に係る法律関係の概要および問題の整理

インターネット上のホームページへの記事の掲載や掲示板への書き込みによって他人の名誉を毀損するような場合、当事者間にさまざまな法律関係が生じる。そこで、以下においては、どのような法律関係が生じるかについて概観しておくこととする。

なお、インターネット上の名誉毀損が行われた場合、刑法上の名誉毀損罪（刑法二三〇条）が成立する可能性が認

められるが、本稿の検討からは除外するものとする。

第一款 インターネット上の名誉毀損における民法上の法律関係

第一 プロバイダと被害者との法律関係

インターネット上の名誉毀損がなされた場合、プロバイダ責任制限法によると、一定の要件が満たされる場合には、被害者はプロバイダに対して損害賠償を請求しうる(プロバイダ責任制限法三条一項)。つまり、プロバイダ責任制限法三条一項によれば、権利侵害情報の不特定者への送信を防止することが技術的に可能であるとき、当該情報の流通によって権利侵害が生ずることを認識し、あるいは、認識できたと認めるに足る相当の理由がある場合には、プロバイダは被害者に対し損害賠償責任を負うと定められている。

また、プロバイダ責任制限法四条によると、被害者が侵害情報の流通によって権利侵害されたことが明らかであり、かつ、加害者に対して損害賠償請求する上で、当該情報の発信者の氏名、住所等の発信者情報が必要であるなど正当な理由がある場合には、被害者はプロバイダに対し発信者情報の開示を求めることができる(二項)。しかし、プロバイダは開示請求を受けた場合、発信者情報を開示するか否かについて発信者の意見を聞かなければならないとされており(三項)、また、仮に開示請求に応じないことにより被害者に損害が生じたとしても、開示しなかったことについて故意または重大な過失がある場合でなければ、被害者に対して損害賠償責任を負わないと定められている(四項)。

このように、プロバイダ責任制限法は大変厳しい要件のもとで、プロバイダの損害賠償責任あるいは開示義務を認めているが、ただ、四条の開示請求との関係では、プロバイダが権利侵害が認められるか否かの判断をしなければな

らない立場に立たされていることが分かる。

第二 加害者と被害者との法律関係

名誉は民法上の保護法益であり（民法七〇九条、七一〇条）、インターネット上の名誉毀損がなされた場合であっても、加害者は被害者に対して不法行為に基づく損害賠償義務（民法七〇九条）を負うとともに、名誉回復のために適当な措置（民法七二三条⁴）を命じられ得ると考えられている。

ただ、一般的に名誉毀損の表現がなされた場合、即不法行為が成立するわけではない。なぜなら、名誉毀損が行われるのはしばしば表現行為を通してであり、およそ名誉毀損を理由として損害賠償ないし名誉を回復するのに適当な処分が認められる場合には、憲法により保障された表現の自由（憲法二一条）が萎縮する可能性があるからである。そこで、名誉の保護と表現の自由の保障との調整が問題となるが、この点につき構成要件の側面において、判例は次のような判断枠組みを呈示している。まず、①被告の表現行為によって原告の社会的評価の低下が存在する場合には、原則として名誉毀損の不法行為が成立するとされ、ただし、以下の要件を満たす場合には、違法性ないし過失が阻却される結果、不法行為が成立しないとされる。つまり、被告の表現行為が、（一）公共性を有する事実に関するものであり、（二）公益目的をもってなされ、かつ、（三）表現行為において示された事実が真実である場合には、違法性が阻却され、不法行為は成立しない。また、右の（三）の要件を満たさない場合であっても、（四）表現行為において示された事実が真実であると信ずるについて相当の理由があった場合には、過失が否定され、不法行為が成立しないとするのである⁵。この準則は、学説においてもおおむね承認されているといえる⁶。

第二款 問題の所在

ところで名誉毀損が争われる場合、そもそも名誉が侵害されたか否か、より詳述すれば、権利侵害要件としての「社会的評価の低下」をもたらす表現行為の有無の判断はいかにしてなされるのであろうか。この点については、幾つかの段階に問題を分けて判断されているようであり、それぞれの判断にあたって一定の基準が設定されているように見られる。具体的には、判例を検証してみると、以下に述べる段階に分解することができるように思われる。

まず、どのような意味内容を持つ言辭が問題とされているのかの判断、つまり、名誉毀損的言辭の対象の確定のレベルでの判断が求められる段階である。さらに、当該言辭がその内容どおりであると信ずるに足る言辭といえるか否か、とりわけ、表現内容の信憑性は、その表現媒体に左右されると考えられるところ、問題とされている表現行為がどのような媒体によってなされていて、その媒体は社会的に信頼性を有するものであるのか否かという問題について判断が必要となる段階である。さらに、評価として当該言辭が名誉毀損的であるか、つまり社会的評価を低下させるといえるかどうかに係る判断が必要とされる段階である。このように、名誉毀損の判断においては、すくなくとも三つの段階の判断を経ることになると考えることができるように思われる。

そのうえで、判例において、これらの事情は、被害者の「社会的評価の低下」の有無の判断に関する問題として設定されているようである。この点、第一に、はたしてそのような枠組みが妥当であるか否かという問題がある。

次に、これらの三つの段階における判断にあたって、判例はいずれのレベルにおいても「一般読者(視聴者)の普通の注意と読み方(視聴の仕方)」によって判断されるべきものであることを明らかにしたが、それぞれの段階において問題とされる要素は別個であり、それらを一括して「一般読者の普通の注意と読み方」基準によって判断することは、かえって名誉毀損の成否に係る判断を不明確にするのではなからうかという疑問がある。

第三に、プロバイダ責任制限法との関係においても、名誉毀損の成立に関しては、その要件を明確化しておくことが求められる。プロバイダ責任制限法は、三条においてプロバイダ自身の不法行為責任を定め、情報の流通によって「他人の権利が侵害されていること」を「知っていたとき」(一項一号)あるいは「知ることができた」と認めるに足りる相当の理由があるとき」(一項二号)を要件としているが、ここでの「権利が侵害されていること」とは何を意味するのか、単に権利侵害を意味するに止まるものであるのか、それとも名誉毀損の成立までもを意味するものであるのか、明確であるとはいえない。⁸⁾

また、四条においてプロバイダの発信者情報の開示義務が定められているが、それでも「権利が侵害されたことが明らか」であることが要件と一つとされているが、ここでも同様の問題がありうる。

さらに、この「一般読者の普通の注意と読み方」基準がインターネット上の名誉毀損の成否の判断自体に妥当し得るのか、妥当し得るとしてどのように機能しているのかを考える上でも、「権利が侵害されていること」の内容を具体的に検討することが必要であるように思われる。とりわけ、名誉毀損の成立を阻却する事由としての真実性・相当性の要件の内容が、インターネット上の名誉毀損の場合にどのような影響を受け得るのかも問題である。というのも、プロバイダ責任制限法三条との関係において、違法性阻却事由の証明責任が原告(たいていは被害者)にあるのか被告(たいていはプロバイダ)にあるのかについては、東京地判平成一四年六月二六日判時一八一〇号七八頁およびその控訴審である東京高判平成一四年一二月二五日判時一八一六号五二頁がプロバイダ側にあるとする一方で、プロバイダ責任制限法四条との関係では、東京地判平成一五年三月三一日判時一八一七号八四頁及び東京地判平成一七年八月二九日判タ一二〇〇号二八六頁が、被害者が違法性阻却事由の不存在まで立証する必要があるが、相当性に関する主観的要件に該当する事由については、原告がその不存在を立証する必要はないとしており、このことから、権利

侵害の要件事実を明確化しておくことが必要であるように思われるからである。

そこで、以下においては、これまで新聞・雑誌等の紙媒体による名誉毀損が問題とされたケースにおいて示されてきた判断の枠組みを確認するとともに(第二章)、テレビ放送における名誉毀損のケースについても分析し(第三章)、名誉毀損の判断枠組みを構造化するとともに、インターネット上の名誉毀損のケースについて、それらの判断枠組みが妥当し得るのか、妥当するとしてどのように機能しているのか、とりわけ、インターネット上の掲示板への匿名の書き込みによる名誉毀損について、それらが一般的に保護されるべきであるとする見解の妥当性について検討を加え(第四章)、そこから若干の示唆を得たいと考えている。

第三章 名誉毀損における「社会的評価の低下」に係る判断基準

第一款 新聞・雑誌における名誉毀損

新聞や雑誌、あるいは、書籍の内容によつて、他人の名誉が毀損された場合、どのような基準によつて「社会的評価の低下」が引き起こされたかと判断されるべきかという問題については、いくつかの裁判例が出されているので、それらを概観しておく。

第一 裁判例の状況

名誉毀損における「社会的評価の低下」の判断枠組みがどうあるべきであるかについては、①最判昭和三十一年七月二〇日民集一〇巻八号一〇五九頁が最高裁として初めて判断を示した。この事件は、日刊新聞「東京新聞」を発行する被告(控訴人・上告人)が、昭和二十六年二月三日付同新聞に『深夜、識官三百が包圍、多摩の上海』の手入れ、台湾人の麻薬団を檢挙』の見出しで、「かねてから大掛かりな麻薬団のあることを内てい中の国警本部ならびに厚生省

麻薬課東京都事務所では一日午後十時三十分から二日午前零時三十分までに約三百名の署員と麻薬Gメンを動員、その本拠北多摩郡昭和町築地三三「八清住宅」内東京華僑連合会三市三多摩悦来自治会を急襲、同会内医師羅秋賢(二九)ら女子三名を含む台湾人七名を麻薬取締令違反容疑で検挙するとともに麻薬を押収、さらに無職黄成台(二九)ら二名を外人登録令、ドル不法所持容疑で検挙した。調べによると畑の中にあるこの建物は、三多摩のシャンハイといわれ、台湾人六三世帯百六十七名が住み、繊維、麻薬などのブローカーを常習としており、附近の人々は嚴重な監視網によって立ち入りや交際を絶たれていた。国警本部では二年越し一味の動静を内てい、今回の検挙となったものである」との記事を掲載し、これを全国に販売頒布した。これに対し、原告(被控訴人・被上告人)らは当該記事の内容が事実に対し、名誉を毀損するものであるとして、損害賠償および記事の取り消し、ならびに、謝罪広告の掲載を求めて訴えを提起したものである。これに対し、最高裁は原告自治会を大掛かりな麻薬団の本拠であるとする事実も、自治会を除く悦来荘(狭義の八清住宅)居住の華僑が周囲の日本人との交渉を絶つて日本人がこれに出入りするのを監視しひそかに麻薬等のブローカーを常習しているとの事実も認められず、また、記事の掲載にあたって過失が認められるとして、請求を一部認容した(謝罪広告については請求棄却した)。この判断にあたって、最高裁は「名誉を毀損するとは、人の社会的評価を傷つけることに外ならない。それゆえ、所論新聞記事がたとえ精読すれば別個の意味に解されないこと⁹⁾はないとしても、いやしくも一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実に対し名誉を毀損するものと認められる以上、これをもって名誉毀損の記事と目すべきことは当然である。」との基準を示した。

この判決に対する評釈においては、川島はこれが新聞記事によってなされた名誉毀損である点を指摘し、新聞記事によって名誉が毀損されたか否かを判定するには、新聞記事が法律の条文のように言葉のはしはしにまで注意して精

密に読まれるものでないという事実を考慮しなければならぬのは当然であるとし、この点に関する判旨に賛成した上で、ここで示された「一般読者の普通の注意と読み方」の具体的内容が問題となりうることを指摘している⁽¹⁰⁾。また、金山は当該判旨に関し、「一定の新聞記事が、事実を反し人の社会的評価を傷つける内容かどうかの判定基準は、一般読者の注意と読み方の程度をもってしてよい⁽¹¹⁾」として、問題とされる言辭が名誉毀損的であるか否かの評価の問題として「一般読者の普通の注意と読み方」の基準を採用したものと理解を示されている⁽¹²⁾。こうした理解に対して、土井王明は名誉が社会心理的現象であることから、新聞記事が名誉を毀損するかどうかは、平均的な一般読者の印象を基準とすべきであるとする⁽¹³⁾。こうした理解も、名誉毀損にあたる言辭といえるか否かについての判断基準として「一般読者の普通の注意と読み方」の基準を採用したものと理解と評価しうるものと考えられる。

この「一般読者の普通の注意と読み方」基準との関係では、「平均的な一般読者にとつては印象を害することはなくとも、社会の一部の人々にとつては印象を害するような場合など多様な態様が考えられることから、ごく普通の記事の場合の一般的基準であつて他の考慮を排除するものではないとの指摘がつとにされてきた⁽¹⁴⁾」として、他の考慮を要する事案として媒体の性質が問題とされた⁽¹⁵⁾。この点について扱われた事件のひとつとして、いわゆる一連のロス疑惑に係る裁判について出された判決の一つである⁽¹⁶⁾。最判平成九年五月二七日五一卷五号二〇〇九頁がある。ここでもやはり「一般読者の普通の注意と読み方」の基準が採用されている。これは、被告会社（被控訴人・被上告人）の発行する新聞記事により、原告（控訴人・上告人）が自らの名誉を毀損されたとして、損害賠償を請求した事件である。これに対し、第一審⁽¹⁶⁾においては「本件記事の掲載された夕刊フジはいわゆる夕刊紙であつて、帰宅途上のサラリーマンなどを対象として専ら読者の関心を引くように見出し等を工夫し、主に興味本位の内容の記事を掲載しているものであつて、そのような記事については一般読者もそのような娯楽本位の記事として一読しているところである。本件

記事もアメリカの司法当局が銃撃事件について原告を殺人罪等で起訴する方針を固めたという報道に関連させて推理作家による単なる推理あるいは憶測を読者の興味を引くように幾分おおげさに取り扱っているにすぎないものであり、一般読者にも、いわゆるロス疑惑事件の中心人物としてその言動が世間から注目されていた原告に関する新たな興味本位の記事の一つとして一読されたにすぎないものと認められる。したがって、(中略)：当時既に原告に対する社会的評価が相当程度に低下していたことからすると、一般読者から右のような評価を受けるにすぎない記事であつて、しかも単なる推理あるいは憶測を内容とすることが明らかな本件記事が掲載頒布されたからといって、原告の社会的地位がこれによって更に低下するものではなく、本件記事によって原告の名誉が毀損されたものとはいえない。」として、請求を棄却した。さらに、控訴審¹⁷においても原審の判断が支持されていた。ところが最高裁は「新聞記事による名誉毀損にあつては、他人の社会的評価を低下させる内容の記事を掲載した新聞が発行され、当該記事の対象とされた者がその記事内容に従つて評価を受ける危険性が生ずることによって、不法行為が成立するのであつて、当該新聞の編集方針、その主な読者の構成及びこれらに基づく当該新聞の性質についての社会の一般的な評価は、右不法行為責任の成否を左右するものではないといふべきである。ただし、ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであり、たとい、当該新聞が主に興味本位の内容の記事を掲載することを編集の方針とし、読者層もその編集方針に対応するものであつたとしても、当該新聞が報道媒体としての性格を有している以上は、その読者も当該新聞に掲載される記事がおしなべて根も葉もないものと認識しているものではなく、当該記事に幾分かの真実も含まれているものと考えるのが通常であろうから、その掲載記事により記事の対象とされた者の社会的評価が低下させられる危険性が生ずることを否定することはできないからである。」として、控訴審に差し戻した。

この判決について、最高裁判例解説によれば、②判決の規範を敷衍して、「当該媒体の性格上、これに掲載された表現が一般の読者においてその表現どおりの意味に受け取られることは一切あり得ず、記事の対象とされた者がその記事内容に従って評価を受ける危険性はおよそ生じないといった場合に限られる」として、報道目的の新聞についてはこの場合に於ける可能性は考えられないとされている⁽¹⁹⁾。また、新聞記事について、一般読者の普通の読み方によって人の社会的評価を低下させるおそれが認められる場合には、その編集方針やその主な読者層の構成等をもって、名誉毀損の成否を左右しないとした結論に対し、仮にこれを認めると、興味本位の俗悪なメディアであれば客観的な裏づけのない報道記事を書きたてても名誉毀損が成立しないという不合理な結論を導くことになり、報道機関の公共的性格に照らしても不当であるとの意見や、駅売りの新聞や雑誌に付されたセンセーショナルな見出しや他誌に掲載される広告や車内広告なども考慮すれば、一般の読者という基準は、当該メディアの記事内容まで読む「読者」というように限定的に解すべきではないなどの見解が見受けられる。また、問題はマスメディアにとどまらず、インターネットのホームページ上に、他人の名誉を毀損する情報を掲載しているとすれば、たとえ「興味本位」のものと銘打っていたとしても免責されるものではないとの指摘は興味深い⁽²²⁾。

第二 学説の状況

学説においては、早くから名誉侵害の評価のあり方について、宗宮が論じている。それによると、「新聞の如き普通熟読せられるるものは、一見の印象を基本として判断すべきもの」⁽²³⁾であり、「その言語文章を如何に解すべきか」については、「ハ公示を受けたる第三者の地位において、その第三者が普通の常識ある人士として、これを如何に解した」⁽²⁴⁾かによって判断されるべきであるとしている。しかしながら、その後において名誉侵害にあたるか否かの判断のあり方について論じたものは見当たらず、教科書、体系書の中において、先にあげた①判決および②判決が紹介されるに

とどまっている。⁽²⁶⁾

第三 分析

これまで見てきたように、「一般読者の普通の注意と読み方」基準は、名誉毀損の成否を判断する上で異なる幾つかの段階で機能していることが分かる。第一は、記事がどのような意味内容で書かれたものであるのか、あるいは、読者がどのような意味であると理解し得るのかを確定させる場面である。見方を変えれば、名誉毀損が問題となる場合に、問題とされている言辞の内容と範囲を確定させるルールとして機能している場面である（以下、さしあたり「内容確定の段階」という）。第二に、その記事の内容が一般読者を基準として信ずるに足りるものであるか否か、つまり、媒体の性格に起因する当該媒体に係る信頼性の判断基準として機能する場面である（以下、さしあたり「信用性判断の段階」という）。

もちろん、媒体の性格・信用性が問題となるケースにおいても、読者が信用性の低い媒体に掲載された記事を文字通り受け取るか否かが問題にされているのだと解するときには、記事がどのような意味内容で理解されているのが検討の対象であるという意味においては、二つの場面に違いは見られないとも考えられる。

しかし、媒体の性格・信用性が不法行為の成否において影響しないという^②判決の示した規範は、名誉毀損を理由とする不法行為の成立に関してどのような意義を有するのかという問題との関わりにおいて、読者がどのような意味内容の記事として理解したかということとは異なる実質を持った基準として機能しているようにも思われる。というのも、媒体の性質、信用性の抗弁は、およそ媒体が読者から信頼をよせられていないので、たとえ裏付けなく名誉毀損の内容を有する記事を掲載するなどの行為があったとしても、当該行為には過失が認められないとする主張であるからである。つまり、相当性の抗弁が表現内容が真実でないことによる違法性を積極的に阻却するものとすれ

ば、媒体の性格・信用性の抗弁は、これを消極的に阻却しようとするものであると評価し得るのではないだろうか。とすれば、読者が記事を真実であると信ずるか否かの問題は、「一般読者の普通の注意と読み方」によって判断されるというよりも、一般の社会において当該記事が真实性を有すると読まれるか否かの判断であると考えられる。裁判所はそうした判断をする際の基準として「一般読者の普通の注意と読み方」基準を用いているように思われるが、その意味するところは、当該記事を掲載した媒体との関係においてどのような読者を想定するのかということであって、そこに「注意と読み方」は直接には関係しないように思われるのである。そうであるならば、媒体の性格を抗弁として認めないという規範は、結局、真实性を犠牲にして興味本位の内容を掲載することを許すことは、名誉毀損における真实性・相当性の要件の緩和であり、その判断は権利侵害要件とは区別して判断されるべきであると考えられることも可能ではなからうか。その上で、最高裁として媒体の性格に関する抗弁あるいは信用性の抗弁が、極めて限られたケースにのみ認められるということを明らかにしたものと理解されるべきであるように思われる。²⁶

第二款 テレビにおける名誉毀損

これまで、新聞や雑誌等の紙媒体を通してなされる名誉毀損について最高裁の判決を中心に分析を行ってきたが、他方でテレビ放送における番組の内容によって、他人の名誉が毀損されるというケースも見受けられるようになってきた。そこで次に、テレビ放送における名誉毀損において、どのような基準によって「社会的評価の低下」の発生を認めるべきであるのかという問題についても、重要な判決が出されているので検討してみる。

第一 判例の分析

テレビ放送された報道番組によって名誉が毀損されたとして争われた²⁷最判平成一五年一〇月一六日民集五七巻九

号一〇七五頁では、被告（被控訴人・被上告人）がテレビ番組「ニュースステーション」において、所沢産の野菜を調査したところ〇・六四―三・八〇ピコグラムのダイオキシン類が検出された旨を、フリップ等を使って放送した。その際、フリップに示された野菜がほうれん草を中心とする「葉っぱもの」である旨を述べ、最高値の三・八〇が煎茶についての測定値であることを述べなかつた。さらに、ほうれん草を中心とする所沢産の野菜のダイオキシン類による汚染の危険性を説明した。そのため、所沢産の野菜の取引量が減少し、価格が下落したので、所沢で野菜を生産する農家である原告（控訴人・上告人）らは、被告に対して名誉毀損により精神的損害および価格暴落等による財産的損害を被つたとして、謝罪広告および損害賠償を求めた。これに対し最高裁は、「新聞記事等の報道の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであり、テレビジョン放送をされた報道番組の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについても、同様に、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきである。そして、テレビジョン放送をされた報道番組によって摘示された事実がどのようなものかという点についても、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断するのが相当である。テレビジョン放送をされる報道番組においては、新聞記事等の場合とは異なり、視聴者は、音声及び映像により次々と提供される情報を瞬時に理解することを余儀なくされるのであり、録画等の特別の方法を講じない限り、提供された情報の意味内容を十分に検討したり、再確認したりすることができないものであることからすると、当該報道番組により摘示された事実がどのようなものであるかという点については、当該報道番組の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容や、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して、判断すべきである」と述べ、名誉毀損の成否等についてさらに審理を

尽くさせる必要があるとして、原審に差戻した。

この判決に対する評釈においては、本判決はテレビジョン放送された報道番組の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについて、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきであるとする第一点目の判旨と、テレビジョン放送された報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるかという点について、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきとする第二点目の判示とに分かれると説明される⁽²⁷⁾。ただ、第二点目につき摘示事実の内容と範囲が「一般」の視聴者の「普通」の受け止め方が基準となるとしたと評価するものの⁽²⁸⁾、この判示自体は新奇性を有するものではないと考えられているようである⁽²⁹⁾。

第二 分析

すでに述べたように、新聞や雑誌などの紙媒体による名誉毀損においては、社会的評価の低下の判断にあたっては、記事がどのような意味内容で書かれたものであるのかを判断する場面、換言すれば、問題とされる言辞の内容と範囲を確定させる場面（内容確定の段階）と、当該記事の内容が一般読者にとって信頼するに足るものであるのか否かを判断する場面（信用性判断の段階）に区別することができ、それぞれの場面において「一般読者の普通の注意と読み方」の基準が用いられることを明らかにした。その上で、信用性判断の段階については、権利侵害要件とは別個に判断されるべきことを述べた。

では、ここで紹介した③判決は、これまで紙媒体における名誉毀損を中心に形成されてきた名誉毀損の判断枠組み、とりわけ「社会的評価の低下」の評価基準のなかにどのように位置づけることができるであろうか。

まず、第一点目の判旨は一般的にテレビジョン放送における名誉毀損においても「一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方」基準が妥当することを明らかにするものである。ただ、これがこれまで述べてきた、「一般読者の普通の注

意と読み方」基準が機能してきたどの段階に関するものであるのかは不明である。しかしながら、「一般読者の普通の注意と読み方」の基準が、名誉毀損の成否における「社会的評価の低下」の有無の判断にあたって、一般的規範として妥当するということを明らかにしたと理解することができる。いかなる意味においてなされた言辞であるかが確定された表現につき、それが被害者とされる者の社会的評価を「低下」させるものであるか否かの判断が問題とされる場面（以下、さしあたり「名誉毀損性評価の段階」という。）にあたっては、「一般読者の普通の注意と読み方」の基準によって判断されるべきことを意味するものであると理解することもできよう。

さらに、判旨第二点目は最高裁が「テレビジョン放送をされた報道番組によつて、摘示された事実が、どのようなものであるか（傍点は筆者による。）という点についても、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断するのが相当」ということから明らかなように、名誉毀損が問題とされる表現について、その対象となる摘示事実の範囲を画する場合にも、この「一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方」基準が妥当することを宣言するものであり、これは「内容確定の段階」における問題であると評価することができる。³⁰つまり、テレビ放送による名誉毀損が問題とされるケースにおいても、「内容確定の段階」の場面が意識され、そこでは紙媒体のケースと同様に、「一般読者（視聴者）の普通の注意と読み方（視聴の仕方）」基準が妥当することを明らかにしたものと評価し得る。

第三款 小括

以上、本章においては、新聞、雑誌等の紙媒体による名誉毀損およびテレビによる名誉毀損の最高裁判決を検討し、名誉毀損における権利侵害要件である「社会的評価の低下」がいかなる枠組みで判断・評価されているのかについて分析を試みた。その結果、紙媒体による名誉毀損およびテレビによる名誉毀損を通じて、いずれにおいても、三つの

レベルにわけて分析されることが明らかとなった。つまり、名誉毀損的であるとして問題とされている表現がどのような意味内容のものとして理解されるべきであるか(内容確定の段階)、問題とされる表現が信頼に足るものであるのか否か(信用性判断の段階)、さらに、そこでの言辞が社会的評価を「低下」させるものといえるか否か(名誉毀損性評価の段階)の三つの場面である。そのうえで、最高裁においてはいずれの段階においても、「一般読者(視聴者)の普通の注意と読み方(視聴の仕方)」によって判断されるべきことを明らかにした。また、筆者としては信用性判断の段階は、「社会的評価の低下」の判断(権利侵害要件充足の有無)の中での問題ではなく、名誉毀損における相当性判断(違法性阻却事由の有無)の中で検討されるべき問題であるとの考えを提示した。

では、こうした新聞・雑誌あるいはテレビ等における「社会的評価の低下」の判断枠組みが、インターネット上の名誉毀損の場合に妥当するといえるのであろうか。まず、編集者の責任およびプロバイダまたはインターネット上の掲示板の運営者の責任については、新聞・雑誌等の編集方針とネットの掲示板の運営方針とは、パラレルに考えることができるのか否かが問題となり得る。つまり、雑誌の場合には、名誉毀損的である虞があつたとしても出版社が積極的に当該記事の掲載を容認する姿勢をとつた場合には、責任を負うことになり得るが、インターネットにおけるプロバイダないし掲示板の運営者については、当該プロバイダを通じて開設されたホームページや掲示板に名誉毀損的なことが書かれていたとしても、運営会社・プロバイダは書込み者の表現の自由・通信の自由を尊重してそれを放置することが考えられるが、それらはパラレルに理解し得るのか否かの問題である。仮に、そうではないとすると、どのような関係にあると理解すべきであらうか。この点、こうした場合の出版社の責任については不法行為が成立すると考えられる一方、インターネットにおけるプロバイダ等の不作為について責任は、プロバイダ責任制限法により規律され、一定程度軽減されている。⁽³¹⁾このように、編集者・出版社の責任とプロバイダの責任との相違を考える上では、

それぞれの行為態様の違いにより、責任の根拠と範囲との判断において違いが生じることが考えられる。他方、表現者の責任について相違を認めるべきであろうか。つまり、表現者についてインターネット上の名誉毀損の特性について抗弁を許すか否かの問題である。しばしば、インターネットにおいては名誉毀損的表現が氾濫していることから、むしろそこでは名誉毀損は成立しないと考える方が妥当するか否かが問題となりえよう。

第四章 インターネット上の名誉毀損における「社会的評価の低下」に係る判断基準

ここまで、新聞・雑誌等の紙媒体における名誉毀損、および、テレビ放送による名誉毀損に関する裁判例を中心に、そこでの議論を検討してきた。その上で、本章においては、これまでの検討により明らかになった規範がインターネット上の名誉毀損においても妥当するか否か、また、インターネット上の名誉毀損の成否の判断において、インターネット上の名誉毀損特有の抗弁を許すべきか否かについて検討する。

なお、インターネット上の名誉毀損においては、前述のとおり紙媒体による名誉毀損が行われる場合とは別に考慮すべきことがある。つまり、新聞や雑誌等のような紙媒体による出版物を通して名誉毀損が行われる場合、情報発信者とメディアの管理者が分離されていない、あるいは、メディアの管理者が情報の内容に参与していることから、記事等の「情報」とそれを伝えるメディアの責任主体を別個に検討する必要がある場合が多いのに対して、インターネットによる名誉毀損においては、情報発信者とその情報を伝達するメディアが分離していることから、情報発信者の責任とメディアの管理者の責任を分離して検討する必要がある³²⁾。とりわけ、メディアの管理者であるプロバイダの責任としての発信者情報の開示責任が問題とされる場合と発信者の損害賠償責任が問題とは考慮されるべき要素が異なると考えられる。

しかし、ここでは責任の根拠となる名誉毀損の成否を検討していることから、特段の必要がない限り、両者を区別することなく検討の対象とすることとする。

第一款 裁判例の変遷

第一 インターネット上の掲示板への書き込みによる名誉毀損

インターネット上の掲示板への書き込みによる名誉毀損が問題とされたケースにおいては、下級審の裁判例を中心に、掲示板への書き込みについては匿名によるものであって、掲示板の読者は各発言に根拠があるとは限らないことを十分認識していると考えられることから、社会的評価を低下させるものではないとの主張がしばしば展開される⁽³³⁾。これに対し、裁判所はその請求がプロバイダに対する書き込みの削除請求であったり、発信者情報の開示請求であったりするなど、名誉毀損の成否が正面から争われた事案ではなかったことから、こうした主張に対する判断は明確には示されていない。

こうしたなか、インターネット上の掲示板への書き込みが名誉毀損にあたるか否かが問題とされた、**④**最判平成二二年四月一三日民集六四卷三号七七八頁では、インターネット上の掲示板に原告（控訴人・被告）および原告が学園長を務めるA学園に関わる書き込みがあり、そこに被告（被控訴人・原告）が提供するインターネット接続サービスを通して、「なにこのまともなスレ きちがいはどう見てもA学園長」という書き込みがあった。これに対して、原告が被告に対し当該書き込みが激しい人格攻撃であり侮辱に当たるとして、プロバイダ責任制限法四条一項に基づいて本件書き込みの発信者の氏名・住所・電子メールアドレスの開示請求を行ったところ、被告がこれを拒んだため、その重過失の有無が問題とされた事案について、「法の定めの趣旨とするところは、発信者情報が、発信者のプ

ライバシー、表現の自由、通信の秘密にかかわる情報であり、正当な理由がない限り第三者に開示されるべきものではなく、また、これがいったん開示されると開示前の状態への回復は不可能となることから、発信者情報の開示請求につき、侵害情報の流通による開示請求者の権利侵害が明白であることなどの厳格な要件を定めた上で（四条一項）、開示請求を受けた開示関係役務提供者に対し、上記のような発信者の利益の保護のために、発信者からの意見聴取を義務付け（同条二項）、開示関係役務提供者において、発信者の意見も踏まえてその利益が不当に侵害されることがないように十分に意を用い、当該開示請求が同条一項各号の要件を満たすか否かを判断させることとしたものである。

そして、開示関係役務提供者がこうした法の定めに従い、発信者情報の開示につき慎重な判断をした結果開示請求に応じなかったため、当該開示請求者に損害が生じた場合に、不法行為に關する一般原則に従って開示関係役務提供者に損害賠償責任を負わせるのは適切ではないと考えられることから、同条四項は、その損害賠償責任を制限したのである。そうすると、開示関係役務提供者は、侵害情報の流通による開示請求者の権利侵害が明白であることなど当該開示請求が同条一項各号所定の要件のいずれにも該当することを認識し、又は上記要件のいずれにも該当することが一見明白であり、その旨認識することができなかつたことにつき重大な過失がある場合にのみ、損害賠償責任を負うものと解するのが相当である」とし、このような記述は、被上告人の名誉感情を侵害するにとどまるものであり、本件書き込み中、被上告人を侮辱する文言は上記の「気違い」という表現の一語のみであり、特段の根拠を示すこともなく、意見ないし感想としてこれが述べられていることを考慮して、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることが一見明白であるということではできないとした。

この事件においても、被告側はここでの「気違い」という表現は相手を攻撃する意図・目的のない野次馬的発言であり、同様の「馬鹿」、「間抜け」などの事実を摘示しない表現はインターネットの世界において頻繁に用いられてお

り、とくにここで問題となった「2ちゃんねる」等のコミュニティサイトにおいてはこうした表現が氾濫し、こうした表現を目にしたものも気に止めない程度のものであるとの主張を展開している。

これに対して原告側は、「2ちゃんねる」において、「気違い」といった表現が頻繁に用いられるからといって、それが名誉感情を侵害しないとか、正当化されるということにはならず、仮に「2ちゃんねる」において人を侮辱する書き込みをしてもかまわないというルールがあつたとしても、それが通用するのはあくまでコミュニティ内部の者の間においてのみであるとの反論を展開している点は意義深い。

なお、この点に関して最高裁としては「気違い」という表現は侮辱的であるとはいえず、社会通念上許される限度を超える侮辱行為とまではいえないとするに止まり、インターネット上のコミュニティサイトにおける、侮辱的な言葉の応酬に関し、その是非を判断するには至っていない。

なお、本件の評釈においては、匿名による議論にはエートス（人格）を欠く、しよせんは「落書き」であり、そのような「落書き」による表現の自由は、匿名が許される場においては責任を負わない「表現の自由」として保護されるべきであるとの考え⁽³⁴⁾も見受けられる。

第二 インターネット上のホームページへの記事の掲載による名誉毀損

インターネット上のホームページに掲載された記事の内容により名誉毀損が争われた例としては、下級審においてわずかに見うけられるに過ぎない⁽³⁵⁾。そうした中でも、名誉毀損により損害を受けたとする原告が自ら設営するホームページの中において、加害者である被告の記事に対して反論をし意見表明を行っている点を捉えて、「個々の表現中には行き過ぎた表現もあると思われるが、本件発信者の正当な利益を擁護するために、必要な範囲を逸脱しないでなされた反論と解しうる⁽³⁶⁾」とする主張が見うけられる点は興味深い。つまり、インターネット上のホームページにお

る名誉毀損についても、実質的な反論がなされている場合には、紙媒体あるいは放送による名誉毀損の場合と異なり、名誉毀損的であつても表現の自由がより尊重されるべきであるとの価値判断が見うけられるように思われる。

そうした中、インターネット上のホームページへの記事の掲載が名誉毀損にあたるとして不法行為に基づく損害賠償の成否が問題とされた^⑤。最判平成二四年三月二三日裁判集民事二四〇号一四九頁では、被告（被控訴人・被上告人）が、自らの開設するホームページにおいて、原告（控訴人・上告人）が新聞販売店の所長に対して新聞の商取引を中止すると通告した上で、原告らが事前の連絡なしに同店を訪問し新聞の商取引を中止すると伝えたことと報じたうえで、「その上で明日の朝刊に折り込む予定になっていたチラシ類を持ち去った。これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる。」との記載をしたという事案が問題とされた。これについて最高裁は、「ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものである」とし、その上で、「前記事実関係によれば、本件記事は、インターネット上のウェブサイトに掲載されたものであるが、それ自体として、一般の閲覧者がおよそ信用性を有しないと認識し、評価するようなものであるとはいえず、本件記載部分は、第一文と第二文があいまって、上告人会社の業務の一環として本件販売店を訪問したX2らが、本件販売店の所長が所持していた折込チラシを同人の了解なくして持ち去った旨の事実を摘示するものと理解されるのが通常であるから、本件記事は、上告人らの社会的評価を低下させることが明らかであり、真实性の証明もなされていないとして名誉毀損の成立を認めた。

この事件においては、上告理由において、^②判決を引用し、個人が運営するホームページ上に掲載された記事であるとはいえず、フリーのジャーナリストを自称する被告が、原告を強く批判する趣旨でウェブサイトを開設し、本件記事を掲載していることから、報道媒体としての性格を有し、したがって、そこに掲載された記事の信用性は比較的高

いものであるから、「一般読者の普通の注意と読み方」をもって一読すれば、本件記事は原告の社会的評価を低下させるものであるとの主張が展開されている。

これを受けて最高裁が、「一般の閲覧者がおよそ信用性を有しないと認識し、評価するようなものであるとはいえない」と判断している点は注目に値する。

このように、インターネット上の名誉毀損においては、それが掲示板への書き込みによるものであるかホームページにおける記事によるものであるかを問わず、しばしばその言辞の信用性が問題とされることがある。換言すれば、インターネット上の表現であることから、多少の行きすぎた表現や真実であるか否かが疑わしい表現であっても許されるべきであるという考え方があり、そうした考え方を認めるべきかが問題となる。⁽³⁷⁾

第二款 学説の概観と分析

ここまで、インターネット上の名誉毀損に係る裁判例を検討してきたが、そこから、インターネット上の名誉毀損については、インターネットを通じたものであるから、たとえ真実性に疑わしい点があったとしても、その表現は最大限保障され名誉毀損は成立しないと考えるべきであるとの抗弁は認められるべきであるかが問題となり得ることが判明した。

この点、インターネット上の名誉毀損における違法性の議論としては二つのアプローチがある。一つは、上述したように、そもそもインターネット上のやり取りは匿名である以上、完全に保護されるべきであるという議論である。⁽³⁸⁾この考え方は、匿名の書き込みについては、議論のエートスが欠けるため、単なる「落書き」に過ぎないというものである。

この議論はその前提として、憲法で保障される「投票の秘密」にあつては、公的にも私的にも責任を問われないのであるから（憲法一五条）、投票の前提となる民主的な議論の方法においても、匿名による議論が許される場においては、同様に責任を問われないことを考えるべきであることを根拠とする。しかし、この議論については、なぜ投票の前提となる匿名の議論についても責任を問われないと考え得るのか、見方を変えれば、なぜ匿名の場合についてのみ責任を負わなくて良いと考えることができるのか、また、インターネット上の議論は果たして匿名といえるのか、などの疑問がある。

もう一つには、いわゆる「対抗言論 (more speech) の法理」からの議論である。つまり、対等な討論の場に自らの意思により身をおいた以上は、そこで名誉毀損的表現がなされたとしても、それが自己の発言に対する反撃としてなされた場合には、それに対しては表現行為をもって対抗すべきであるという考え方である⁽³⁹⁾。もちろん、この議論においては、反論が不十分にしか行い得ない限度では、名誉毀損の成立を認め得る⁽⁴⁰⁾。また、反論可能な「場」が設定されている場合に、当該討論への参加を強制するものでもないと考えるべきである。ただ、インターネットによる名誉毀損が問題となるケースにおいては、討論の「場」へのアクセスがより一般的に開かれていることから、対抗言論の考え方が妥当しやすすいと考えるわけである⁽⁴¹⁾。

しかし、より深刻なのは、批判的記事の掲載者あるいはコミュニティにおける傍観者的批判によつて名誉毀損がなされる場合であり、その際には、自らのまったく認識していないインターネット上の掲示板あるいはホームページ等の場所において、一方的に批判の対象として語られるわけであり、自らの表現が元となつて議論の応酬が起こることを前提とする対抗言論の法理の妥当する場面とは質的に異なるように思われる。

このように両説に対しては幾つかの疑問があるが、これらの考え方の根本的な違いは、インターネット上の名誉毀

損における言辭の信用性の問題を、権利侵害レベルにおいて捉えるのか過失のレベルにおいて捉えるのかの点にあるように思われる。

加賀山が説くところによれば、およそインターネット上の掲示板上の表現は名誉毀損で問題とされる表現にはあらず、名誉の侵害が生じないと主張するものであると考えられる。つまり、名誉毀損法には、問題とされる表現と問題とされない表現とがあり、少なくともインターネット上の書き込みは後者に当たると考えるものであると理解できる。

他方、高橋らが唱える対抗言論の法理は、加害者側からすれば、インターネット上でなされた名誉毀損的表現は充分な裏づけが無くとも許されるという意味において過失の問題として、被害者側からすれば、そうした場に自ら身をおいたという意味において違法性を阻却する要素として判断されるべきであると主張として理解し得る。⁽⁴²⁾こうした違いは、単に理論上の違いのみならず、実質的に証明責任をいずれに課すべきかという問題として現れる。

この点、そもそも名誉毀損の成立にあたって、問題となる表現行為に差を設けるべきであるとする考え方は一般的にとられていないように思われる。⁽⁴³⁾また、発信者の言辭がおよそ信用性を欠くものであることの証明責任を被害者側に負わせるのは妥当ではないと考えられ、この点からも権利侵害レベルで言辭の信用性を判断することは適當ではないように思われる。というのも、もちろん媒体の性格上により問題とされる言辭の信用性がおよそ認められないことと発信者が充分な裏づけを行っていないことは直接には結びつかないが、媒体の性格により信用性がないとする加害者側の主張は、表現者の表現にあたっての注意義務が一般的に要求されるものよりも低くてよいとする趣旨のものであり、加害者側に有利な内容を有する主張であるからである。

こうした理解が是認されるときには、個々の事案において発信者の言辭の信用性、あるいは、その媒体の信用性が

名誉毀損の成否を分けるか否かの判断は、違法性ないし過失の問題として捉えられるべきであるように思われる。その意味において、判例が媒体の信用性を「社会的評価の低下」の判断のなかで評価している点については疑問なしとはしない。

このような検討から、インターネット上の掲示板への書き込み、あるいは、ホームページへの記事の掲載において名誉毀損が発生した場合、それが「インターネット上」のものであることから、紙媒体によって名誉毀損が引き起こされる場合と区別して考えるべきであるかという問題に対しては、基本的に同じ規範により判断されるべきことが明らかとなったといえよう。

第五章 おわりに

本稿においては、インターネット上の名誉毀損につき、紙媒体あるいはテレビを通じた名誉毀損のルールが妥当するか否かを検討してきた。紙媒体等による名誉毀損においては、その要件の一つである「社会的評価の低下」について「一般読者（視聴者）の普通の注意と読み方（視聴の仕方）」を判断基準とし、記事がどのような意味内容で書かれたものであるのか問題とされる「内容確定の段階」および、その記事の内容が一般読者を基準として信ずるに足りるものであるか否かを判断する「信用性判断の段階」、最後に当該表現が被害者とされる者の社会的評価を「低下」させるものであるのかを判断する「名誉毀損性評価の段階」の三つの段階においてそれぞれその有無が評価されること
が明らかとなった。

ただし、そのうち信用性判断の段階については、一般的に当該表現行為が行われたのがどのような媒体によるものであり、その媒体を通して行われたことよって問題とされる表現行為の内容が信用性を有するものと評価されるか

否かの問題であるから、これはそこでの言辭が真実であるか、あるいは、真実であると信ずるに足りる根拠を持って語られたものと評価できるかの問題であることから、相当性の問題として処理すべきことを述べた。

一方、インターネット上の名誉毀損についても、基本的には紙媒体等において示されたルールが妥当することが明らかとなった。そのなかで、インターネットによる名誉毀損であることの特性を理由とする抗弁についていかに考えるべきかは、②判決の示したルールを敷衍し、およそ当該表現が真実であると信ずる者がいない場合にのみ相当性が認められないと考えるべきであることが、ここにおいても妥当するものと考えられることを明らかにした。したがって、インターネット上の名誉毀損であること自体は、その阻却事由としての相当性の判断にはなんらの影響を与えないと考えるべきであろう。

このことは、プロバイダ責任制限法三条におけるプロバイダ自身の不法行為責任の追及および四条によるプロバイダの発信者情報開示義務の存否が争われる際、被害者はインターネット上の名誉毀損であることから、問題とされる表現行為がインターネット上のものであってもまったく信頼されないわけではないことを立証する負担から開放されることを意味することとなる。

なお、今日においては、インターネット上の検索により抽出される見出しにおいて、名誉毀損的内容が表示されることがしばしばあり、その場合に誰がどの範囲で責任を負うべきかが問題とされているが、本稿においては検討することができなかつた。今後の課題としておきたい。

注

(1) 東京地判平成九年五月二六日判時一六一〇号二二頁。

- (2) 最判平成二二年四月八日民集六四卷三号六七六頁においては、経由プロバイダについてもプロバイダ責任制限法二条三号にいう「特定電気通信役務提供者」にあたるとの判断が示されている。
- (3) 発信者その他の侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレスなど、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令」に定めるものをいう。
- (4) 民法七二三条の定める名誉回復措置では、回復可能な名誉の保護が前提とされていると理解されている(窪田充見『不法行為法』(有斐閣、二〇〇七年)一〇九頁)。
- (5) 最判昭和四一年六月三日民集二〇卷一一八頁。
- (6) 四宮和夫『不法行為』(青林書院、一九八三年)三三四頁、幾代通(徳本伸一補訂)『不法行為法』(有斐閣、一九九三年)八九頁以下、窪田・前掲(注5)一一〇頁、潮見佳男『不法行為法I』(第二版)(信山社、二〇〇九年)一七八頁以下。
- (7) 後述するように、最判平成九年九月九日判決民集五一卷八号三八〇四頁によれば、事実の摘示によるものか論評によるものかの区別についても、「一般読者の普通の注意と読み方」によつて判断されるべきものであるとする。
- (8) プロバイダ責任制限法にいう「権利が侵害された」とはどのような内容を有するのかという点については、それが権利侵害としての名誉毀損を指すのか、名誉毀損法において展開されてきた違法性阻却事由の存在までも含むと解すべきなのかについては、法文上不明確であると考えられている(高橋和之『インターネット上の名誉毀損と表現の自由』高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』(第四版)(有斐閣、二〇一〇年)七九頁)。この点につき、プロバイダ責任制限法四条一項一号にいう「権利が侵害された」とが明らか」という要件につき、総務省の逐条解説において、ここで「明らか」とは不法行為の成立を阻却する事由の存在をうかがわせる事情が存在しないことを言う」と説明されており、少なくとも、単に「権利が侵害された」という場合には、名誉毀損との関係では、権利侵害として名誉が毀損されたことを指すものと理解することも可能であるようにも思われる。なお、この点、高橋は証明責任の分配の問題として理解されている(高橋・前掲八五頁)。
- (9) 控訴審において、記事を精読すれば、大掛かりな麻薬団の本拠は原告自治会そのものではなく、同会の所在する悦来荘内にあるとの意味に解せられないこともなかった点が認定されている。
- (10) 川島武宜「判批」法協七四卷五・六号一〇四頁以下。
- (11) 金山正信「判批」民商三五卷二号二七九頁以下。
- (12) また、岩本軍平による評釈においても、明らかではないが、「ある人の名誉を毀損するかどうかは、平均的な一般読者の印象を基準とすべき」とされており、金山評釈と同様に、「一般読者の普通の注意と読み方」を名誉毀損にあたるか否かの評価基準として理

解しているように読める(岩本軍平「判批」別冊ジュリスト三一号五二頁)。

(13) 土井王明「判解」最判解昭和三一年度一三九頁以下。

(14) 金子順一「判批」判タ九七八号一〇七頁。金山正信は、先の評釈(注11)の中で、「外国語とかその他特殊の表現方法を用いている場合」や、「一般読者の注意と読み方」で、多くのものが「表面の文字」の意味を理解しないか、あるいは何でもなしに「読過」し印象を害することがないとしても、一定の者にとっては、または精読すると、その記事の内容を理解し印象を害するにいたるといったような場合」には、ほかに考慮すべきことがあることを指摘している(金山・前掲一五一〜一五二頁)。

(15) そうしたケースを扱った事件として、東京地判平成四年九月二四日判時一四七四号七七頁や東京高判平成五年八月三一日判時一四七四号七六頁などがあげられる。

(16) 東京地判平成四年一〇月二六日民集五一巻五号二〇一九頁。

(17) 東京高判平成五年二月二三日民集五一巻五号二〇二二頁。

(18) 最高裁の判例解説によれば、一定の例外的ケースが認められるようにも思われるが、表現どおりの意味に理解されることが一切なく、対象とされたものの名譽が毀損される危険性がおよそ生じない場合というのは、新聞等の報道によらない場合を含めても、想定されないように思われる。

(19) 八木一洋「判解」最判解平成九年度六三三頁。

(20) 金子・前掲(注14)一〇七頁。

(21) 窪田充見「判批」ジュリスト一三三五号八三〜八四頁。このなかで、窪田充見は興味本位のメディアであることを前提とする「読者」層を想定すると、俗悪なメディアについては、真実性や、相当性の要件が緩和されることになり、かねない」と指摘している。

(22) 斉藤博「判批」法教二〇八号一〇七頁。

(23) 宗宮信次「名譽權論」(有斐閣、一九三九年)二七八頁。

(24) 宗宮・前掲(注23)二七九頁。

(25) 潮見・前掲(注6)一七六頁、内田貴「民法Ⅱ【第三版】」(東京大学出版会、二〇一一年)三七二頁以下。また、五十風清は新聞が大衆によって読まれるものであることから、その「見出し」「書き出し」が問題となる点を指摘する(加藤一郎「注釈民法(一九)【五十風清執筆】」(有斐閣、一九六五年)一九〇頁)。

(26) 窪田・前掲(注21)八四頁。

(27) 平成一五年判決については、森田修「判批」法協二二二巻九号一四八九頁以下、山口いつ子「判批」別冊ジュリスト一七九号一九

○頁以下、和田真一「判批」判例セレクト二〇〇四（法教二九四号別冊付録）二三頁、橋本恭宏「判批」法教二八三号一〇二頁などがある。

(28) 山口いつ子・前掲（注27）一九一頁。

(29) 森田修・前掲（注27）一四九四頁。森田によると平成一五年判決の判旨第二点目はすでに最判平成九年九月九日民集五一卷八号三八〇四頁に示されているとする。この事件は、被上告人の発行する新聞に掲載された記事が上告人の名誉を毀損するものであるとして、上告人が被上告人に対して損害賠償を請求するものであり、原審の確定した事実関係の概要および最高裁の判旨は、次のとおりである。

つまり、この事件において被上告人の発行する「夕刊フジ」紙の昭和六〇年一〇月二日付け紙面の第一面に掲載された記事は、「甲野は極悪人、死刑よ」夕ぐれ族・Aが明かす意外な関係」「Bさんも知らない話……警察に呼ばれたら話します」等の見出しを付した八段抜きのものである。そこでは、上告人が当時妻Cを殺害しようとしたとの殺人未遂被疑事件について逮捕、勾留されて取調べを受けていたところ、この事件について捜査機関の取調べも大詰めを迎えているが、上告人は右事件への関与につき否認を続けていると報じ、また、Aが上告人と相当親密な交際をしていた旨述べたとした上、「甲野サンは……（中略）……本当の極悪人ね。」：（中略）：自供したら、きつと死刑ね」。A嬢は「極悪人」「死刑」といい切るのである。」などの記載が見られる。これに対し原告（上告人）は五〇〇万円の損害賠償を請求したところ、最高裁は、名誉毀損に係るこれまでの判例の立場を整理して示した上で、以下のように判示した。「ところで、ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであり、そのことは、前記区別に当たっても妥当するものといふべきである。すなわち、新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辭上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的の言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である。」とした。

(30) その意味においては、この点こそが昭和三二年判決の示したルールのテレビ放送における名誉毀損への適用可能性を示したも

のと理解し得るように思われる。しかし、すでに述べたとおり(注29)、森田修は本判旨内容の先例として平成九年判決を引いており、この点は注目に値する。

(31) プロバイダにまつたく編集権が認められないわけではなく、掲示板やフォーラムあるいはプロバイダ作成を許諾したホームページにおいて、不適切な表現がないか監視しコントロールする権限(編集権)を有すると考える方も主張されている(高橋和之・前掲(注8)七二〜七三頁)。

(32) 小倉一志『サイバースペースと表現の自由』(尚学社、二〇〇七年)三二二〜三二三頁。

(33) その多くは、プロバイダに対する書き込みの削除請求あるいは発信者情報の開示請求がなされているものであり、東京高判平成一四年一二月二五日判時一八一六号五二頁、東京地判平成一五年七月一七日、大阪地判平成一八年六月二三日判時一九五六号一三〇頁、東京地判平成二〇年一〇月一日判時二〇三四号六〇頁などがあげられる。

(34) 加賀山茂「判批」リマークス四三三号六〇頁以下。

(35) たとえば、東京地判平成一一年九月二四日判時一七〇七号一三九頁、東京地判平成一七年八月二九日判タ一二〇〇号二八六頁、千葉地裁松戸支部判平成二二年九月一日判時二〇六四号八八頁、東京地判平成二二年一月一八日判時二〇八七号九三頁及びその控訴審である東京高判平成二三年一月二三日判時二一一四号五八頁、東京地判平成二三年四月二二日判時二二三〇号二二頁、東京地判平成二三年七月一九日判タ一三七〇号一九二頁などがある。

(36) 東京地判平成一七年八月二九日判タ一二〇〇号二八六頁。

(37) なお、刑事事件ではあるが、インターネット上でなされた表現行為が名誉毀損にあたるかが問題とされた最決平成二二年三月一五日刑集六四卷二号二六一頁においては、「個人利用者がインターネット上に掲載したものであるからといって、おしなべて、閲覧者において信頼性の低い情報として受け取るとは限らないのであって、相当の理由の存否を判断するに際し、これを一律に、個人が他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべき根拠はない」と判示しているのは興味深い。

(38) 加賀山・前掲(注34)六〇頁以下。

(39) 高橋和之・前掲(注8)七〇頁。

(40) 高橋・前掲(注8)六五頁。

(41) 高橋・前掲(注8)六七頁。

(42) 橋本佳幸「判批」判例評論一八〇九号一七八頁以下によると、自らの意思で参加する当事者は、他の参加者の主張等により自己の社会的評価が損なわれる危険を引き受けたものとみなされ、それによって違法性が阻却されると考えるべきであるとされる。

(43) 四宮・前掲(注6)三三四頁は、名誉毀損の成否についての判断にあたって、侵害行為の態様によって判断が異なることを指摘するものであるが、保護の対処となる表現にあたるか否かの区別は採用していない。